(4)　 大阪府公有財産活用検討委員会に関するホームページ上の記載の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 財務部財産活用課 | 大阪府のホームページ上で、大阪府公有財産活用検討委員会の結論として「用途廃止（予定）財産すべてについて、売却とする活用方策を大阪府として決定」した旨の記載があるが、処分方針を決定する権限は同委員会には委任されておらず、正確な情報掲載とは言えない。【大阪府公有財産活用検討委員会設置運営要綱】（目的）第１条　大阪府が現に所有する公有財産（大阪府公有財産規則（昭和43年４月１日大阪府規則第30号）第２条第１号の公有財産をいう。以下同じ。）の総合的かつ効率的な運用を図るため、大阪府公有財産活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。（所掌事務）第２条　委員会は、次の事項を協議する。(1)　土地、建物の有効活用に関すること。(2)　土地、建物の活用状況の評価等に関すること。２　前項第１号に基づき、委員会において、その検討の対象とする公有財産は、次の各号に該当するものとする。(1)　すべての土地及びこれに定着する建物。(2)　その他、委員長が特に検討の必要があると認めるもの。（組織等）第３条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。２　委員長は、財務部次長の職にある者をもって充てる。３　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。（別表）【大阪府公有財産規則】（事務の委任）第３条　知事は、教育委員会、警察本部長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び予算執行機関の長並びに議会事務局長である法第172条第１項の職員に、次に掲げる事務（次項の規定により権限を委任される者の権限に属するものを除く。）を、その所掌に係るものの範囲において委任する。(1)　行政財産の取得及び管理に関すること。(2)　知事の指定する普通財産の取得、管理及び処分に関すること。（普通財産の取得、管理及び処分の事務分掌）第５条　普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、第三条の規定による場合及び知事がこれらの事務の全部又は一部を処理すべき部局長等を指定した場合を除き、財務部長が行う。 | 【是正を求めるもの】ホームページでの公表内容について、速やかに正確な記載に是正されたい。 | 大阪府公有財産活用検討委員会の結論の記載については、「用途廃止（予定）財産すべてについて、売却の手続きを進める」との表現に改めた。 |